



令和8年度採用尼崎市会計年度任用職員 募集案内

● 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、地方公務員法で定める一般職の非常勤職員です。

任期は1年（4月1日～翌3月31日）以内^(※1)と定められており、また、そのほか地方公務員法の規定^(※2)が様々適用されます。

※1 翌年度以降も職が設定され、勤務成績が良好の場合に限り、選考のうえ、任期終了後に再び（続けて）任用される場合があります。ただし、本市の下記「非常勤行政事務員」については、公募によらない再度の任用は、同一の者について原則として連続2回を限度としており、その後の任用に向けては改めて採用試験を受けていただくこととなります。

※2 服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）や懲戒の規定などがあります。

● 会計年度任用職員の募集

本市では、会計年度任用職員の区分を、役割により「非常勤行政事務員」と「非常勤事務補助員」というものに分けており、このたび、下記のとおり募集を行います。

尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）の募集

～生活保護システムの運用等に従事する職員～

■ D X 推進対応業務 ■

1 応募受付期間

- 期間 随時募集
(毎月10日に〆切／10日が閉庁日の場合は直前開庁日に〆切)
- 方法 郵送でのみ受付

2 応募条件

- 次のア及びイの条件をいずれも満たす者
ただし、合格（内定）した場合で、内定月末日までに資格を証明できる書類の提出がなければ、合格（内定）を取り消します。
ア RPA(WinActor 他)等のプログラミングに関する知識を有する者、若しくはマイクロソフトオフィススペシャリスト(MOS)、ITパスポート、又はこれらと同等以上の資格を有する者
イ 民間企業や自治体等における職員としての職務経験を有する者
- 地方公務員法第16条各号の規定（欠格条項：下記参照）に該当しない

(7) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- (イ) 尼崎市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (ウ) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募方法

応募受付期間内に、下記の書類（各1部）を下記住所へ郵送してください。

（封筒には「DX推進対応業務応募」と朱書きで記載してください。）

受付後に受験票を送付します。

また、応募受付期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けることができませんので、ご注意ください。

- (1) 尼崎市会計年度任用職員（非常勤行政事務員）採用試験申込書
- (2) 受験資格を証明する書類

4 採用予定日

原則、試験実施日の翌月1日

5 採用予定人数

1名

6 勤務条件

(1) 任期

原則、試験実施日の翌月1日～令和9年3月31日（水）

再度の任用については、会計年度任用職員人事給与事務要覧（非常勤行政事務員用）に準ずるが、最長で令和10年3月末までの任用予定。

(2) 条件付採用期間

採用日から1ヶ月間（勤務日数が少ないときなどは1ヶ月を超える場合あり）

(3) 勤務場所

尼崎市北部保健福祉センター（塚口さんさんタウン1番館5階）

(4) 職務内容

- ア RPAの活用による各種業務の改善や推進
- イ 生活保護システムの運用等業務
- ウ オンラインによる預貯金照会業務
- エ 一般的な行政事務（電話対応、データ入力、集計作業、書類整理等）
- オ その他所属長が必要と認める業務

(5) 勤務時間

週30時間勤務（休日：土・日曜日、祝日、年末年始）とし、下記のいずれかとなります。

- ア 週5日 午前9時から午後4時
- イ 週5日 午前10時から午後5時
- ウ 週4日 午前9時から午後5時30分

エ 勤務を要しない日等

日曜日及び土曜日、週4日勤務の場合、月曜日から金曜日までのうち1日（所属長が指定）、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～翌1月3日）

オ その他

公務のため必要があると認めるときは、所定の勤務時間を超えて勤務時間を延長し、又は勤務を要しない日などに勤務させる場合があります。

(6) 休暇等

年次休暇（有給）、夏季休暇（有給）、育児休業（無給）等の制度あり

(7) 給与等

ア 報酬月額

197,750円～211,140円（報酬月額は令和8年度のもの）

※ 年齢や年度により額が異なる給与体系となっています。

イ 通勤手当

自宅から勤務場所までの徒歩による通勤距離が片道2km以上かつ交通機関又は交通用具の利用距離が片道1km以上の場合は支給があります。

ウ 期末手当

6月及び12月に支給（予定）

(8) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

適用あり（健康保険は、地方公務員等共済組合法に基づく短期給付等の適用）

※ 適用条件に当てはまる場合は強制的に加入となります。（加入するかどうかを自ら選択することはできません。）

(9) 公務上の災害又は通勤による災害に対する補償

労働者災害補償保険法又は尼崎市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく補償の適用があります。

(10) 勤務場所における受動喫煙防止措置の状況

敷地内禁煙

(11) その他

勤務条件については、尼崎市一般職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例その他の勤務条件に関する規程（要綱、要覧、その他の定めなどを含む。）が改正されることにより、その内容が変更されることがあります。

7 採用試験

- | | |
|----------|--|
| (1) 試験日時 | 申込受付後に設定 |
| (2) 試験場所 | 北部保健福祉センター内会議室 |
| (3) 持参品 | 受験票・鉛筆・黒のボールペン・消しゴム |
| (4) 試験内容 | 筆記試験（小論文）及び面接試験 |
| (5) 結果発表 | 内定者のみ電話で連絡し、その後郵送で通知
不合格者についても別途結果を郵送
※ 合格者には健康診断を受診していただく予定 |

8 留意事項

- (1) 受験に際しての提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- (2) 応募書類に記載の個人情報については、尼崎市個人情報保護条例により保護され、採用事務以外の目的で利用することはありません。
- (3) 応募条件で求めている免許・資格を取得見込みの場合で採用日までにその免許・資格を取得できないときや、応募書類の記載事項の虚偽その他の不正があることが判明したときは、判明した時点で応募又は合格判定を取り消します。また、採用後にそうした事実が判明した場合は、厳正な処分の対象となります。

9 問い合わせ先（応募受付先）

尼崎市 福祉局 北部保健福祉センター 北部保健福祉管理課

〒661-0012 尼崎市南塚口町2丁目1-1

Tel (06) 4950-0235

Fax (06) 6428-5105

※ 上記以外の職種については、尼崎市のホームページで募集内容をご確認ください。
【尼崎市のホームページアドレス：<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp>】
(トップページ > 市政情報 > 職員募集 > 会計年度任用職員募集)